

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 有害物質

法第二条第二項に規定する有害物質として、塩化ビニルモノマー等を追加すること。（第二条関係）

第二 指定物質

法第二条第四項に規定する指定物質として、クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。）等を追加すること。（第三条の三関係）

第三 特定施設

法第二条に規定する特定施設として、界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四・ジオキサソグが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）等を追加すること。（別表第一関係）

第四 その他

- 一 この政令は、平成二十四年五月二十五日から施行するものとする。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。